

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月8日

京都市長 松井孝治

京都市規則第28号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条の2第2号中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第1条第1項第5号」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第2条第1項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

別表第5備考1及び第1号様式注15(4)中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加える。

第2号様式注3中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第1条第1項第5号」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第2条第1項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改め、同注13(4)中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加える。

第5号様式注14(3)中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)